

小松加賀斎場条例

平成 22 年 11 月 11 日
条 例 第 2 号

改正 平成26年12月 5 日 条例第 2 号
改正 平成27年 7 月 31日 条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 小松市・加賀市市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、小松加賀斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小松加賀斎場「さざなみ」

位置 小松市日末町メ16番地 1

(業務)

第 3 条 斎場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 死体（墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第 2 条第 1 項に規定する死体をいう。）の火葬に関すること。
- (2) 身体の一部及び産汚物の焼却に関すること。
- (3) 施設の利用に関すること。

(使用の承認)

第 4 条 斎場を利用しようとする者は、小松加賀環境衛生事務組合管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を取り消し，又は変更しようとするときも同様とする。

(使用の不承認)

第 5 条 管理者は、斎場を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設，付属設備，器具その他工作物（以下「施設等」という。）を汚損し，又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，斎場の管理及び運営上支障があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，管理者が特にその使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第 6 条 斎場を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を前納しなけれ

ばならない。

(使用料の減免)

第7条 管理者は特別に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、管理者の認定に基づき、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の小松市営斎場条例（昭和44年条例第14号）及び加賀市営斎場条例（平成17年条例第147号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		金 額		単 位	
		区域内	区域外		
火葬炉	死体	12歳以上	7,000円	35,000円	1体につき
		12歳未満	4,000円	20,000円	1体につき
		死胎児	2,000円	10,000円	1体につき
	身体の一部		2,000円	10,000円	1件につき
	産汚物		2,000円	10,000円	1件につき
告別室		13,000円	20,000円	1室1回（3時間以内）につき	
霊安室		2,000円	10,000円	1回（24時間以内）につき	
待合室		13,000円	20,000円	1室1回（2時間30分以内）につき	

備考

- 1 この表の区域内欄に定める金額は、次に掲げる場合に適用する。
 - (1) 死体の場合 死亡者とその死亡時に、又は喪主（死胎児の場合にあつてはその父又は母。以下この項においては同じ。）が現に、小松市又は加賀市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている場合
 - (2) 身体の一部及び産汚物の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める場合をいう。
 - ア 使用者が医療機関等である場合 当該医療機関等の所在地が小松市又は加賀市である場合
 - イ 使用者が医療機関等以外の者である場合 当該使用者が住民基本台帳に記録されている場合
 - (3) 霊安室及び待合室の場合 死亡者とその死亡時に、又は喪主が現に、住民基本台帳に記録されている場合
- 2 この表の区域外欄に定める金額は、前項の場合以外の場合に適用する。
- 3 告別室の使用料は、告別室において葬儀を行う場合に限り徴収するものとする。